

唐代高昌オアシス民、左憧熹と彼を取りまく人びと(一)  
—左憧熹研究覚書(4)—

Zuo Chongxi 左憧熹 living in Gaochang 高昌 oasis and the people  
who gather around him in the Tang 唐 Dynasty :  
A Study on Zuo Chongxi(4)

人文学系教授 町田 隆吉

キーワード：唐代、高昌、左憧熹、前庭府衛士、貸銭契、貸練契

### 1. はじめに

7世紀、唐朝治下の西州高昌県崇化郷に生きたオアシス民のひとり、左憧熹という人物について、その墳墓から出土した文物、とくに漢語文書を対象に研究を進めてきて久しい。これまで左憧熹については拙稿3篇で取り上げてきた[町田2004、2014、2016]。そのなかで、例えば左憧熹の「唐咸亨四年(673)生前功德及隨身錢物疏」(64TAM4: 29(a)) [吐参1996: 208]では、自ら仏教を信仰し造仏・説経・布施といった功德を積んだと述べ、その功德により来世では奴婢にかしずかれ、かつ物質的に豊かな生活が保障されることを願う内容が表明されていた[町田2004]。その一方で、左憧熹の死後、残された家族の意向にそって作成されたであろう彼の墓誌「唐咸亨四年(673)五月廿二日左憧熹墓誌」(64TAM4: 54) [侯・呉2003: 551-552]からは、功德疏とは異なる人間像が認められ、とりわけ左憧熹が儒教的徳目の実践者として讃えられていることを確認した[町田2014]。また、埋納された文書のなかには、左憧熹の兄の子、すなわち甥の左漢舎の手になる亡き左憧熹宛の手紙「唐漢舎告死者左憧熹書為左憧熹家失銀錢事」(64TAM4: 35(a)、64TAM4: 35(b)) [吐参1996: 229]が存在する。そのなかでは、左憧熹の身辺から銀錢500文が紛失し、その犯人として左漢舎が疑われたことに対して無実であることを強く訴えており、このことから死者によって生者にもたらされる災厄を恐れる当時の人びとの姿を垣間見ることができた[町田2016]。この手紙をふまえれば、左憧熹はその兄の家族とも同じ敷地内で生活していたのではないかと推測される。このように、これまで私が左憧熹について取り上げてきたことは、彼個人の信仰や生き方などからはじまり、次第にその家族や親族など周辺の人びとのかかわりへと検討の対象を拡げるものであった。小稿もその延長線上にあって左憧熹と彼が生きた地域社会の人びととの関係を検討の俎上にのぼせていきたいと考えている。左憧熹の墳墓からは、これまで取り上げた文書以外にも複数の漢語文書が出土してお

り、その多くを契約文書がしめている。そこで、ここでは先ず契約文書を具体的に確認することから始めたい<sup>(1)</sup>（なお、こうした契約文書がそのまま左憧熹の墳墓に埋納された理由についての検討は、別の機会に委ねたい）。

- ①「唐顯慶五年（660）三月十八日天山縣南平鄉人張利富於高昌縣崇化鄉人左憧熹邊舉取銀錢契」（64TAM4：38）（【図】吐參1996：209／【文】吐參1996：209）
- ②「唐龍朔元年（661）五月廿三日高昌縣崇化鄉人前庭府衛士左憧熹於柳中縣五道鄉人蒲昌府衛士張慶住邊買奴契」（64TAM4：44）（【図】吐參1996：212／【文】吐參1996：212）
- ③「唐龍朔元年（661）八月廿三日高昌縣安西鄉人龍惠奴於崇化鄉人左憧熹邊舉取練契」（64TAM4：44）（【図】吐參1996：211／【文】吐參1996：211）
- ④「唐龍朔元年（661）九月十四日高昌縣崇化鄉人左憧熹於同鄉人大女呂玉麩邊夏菜園契」（64TAM4：42）（【図】吐參1996：210／【文】吐參1996：210）
- ⑤「唐麟德二年（665）八月十五日西域道征人趙醜胡於同行入左憧熹邊貸練契」（64TAM4：36）（【図】吐參1996：213／【文】吐參1996：213）
- ⑥「唐麟德二年（665）十一月廿四日西州前庭府衛士張海歡於左憧熹邊貸銀錢契」（附白懷洛貸銀錢契）（64TAM4：53）（【図】吐參1996：214／【文】吐參1996：214）
- ⑦「唐麟德某年（664-665）高昌縣崇化鄉人左憧熹殘契」（64TAM4：51、52）（【図】吐參1996：215／【文】吐參1996：215）
- ⑧「唐乾封元年（666）四月廿六日高昌縣崇化鄉鄭海石於左憧熹邊舉取銀錢契」（64TAM4：39）（【図】吐參1996：216／【文】吐參1996：216）
- ⑨「唐乾封元年（666）八月七日高昌縣崇化鄉左憧熹於同鄉人王輪覺邊夏蒲桃（葡萄）園契」（64TAM4：45）（【図】吐參1996：218／【文】吐參1996：218）
- ⑩「唐乾封元年（666）高昌縣崇化鄉左憧熹夏魏相熹、竹苟仁田契」（64TAM4：43）（【図】吐參1996：217／【文】吐參1996：217）
- ⑪「唐乾封三年（668）三月三日高昌縣武城鄉張善熹於崇化鄉左憧熹邊舉取銀錢契」（64TAM4：40）（【図】吐參1996：219／【文】吐參1996：219）
- ⑫「唐總章元年（668）六月三日高昌縣崇化鄉左憧熹於順義鄉張潘埴邊買草契」（64TAM4：32）（【図】吐參1996：220／【文】吐參1996：220）
- ⑬「唐總章三年（670）二月十三日高昌縣崇化鄉左憧熹於武城鄉張善熹邊夏取菜園契」（64TAM4：33）（【図】吐參1996：222／【文】吐參1996：222）
- ⑭「唐總章三年（670）三月十三日高昌縣武城鄉張善熹於崇化鄉左憧熹邊舉取銀錢契」（64TAM4：41）（【図】吐參1996：223／【文】吐參1996：223）
- ⑮「唐總章三年（670）三月廿一日高昌縣順義鄉白懷洛於崇化鄉左憧熹邊舉取銀錢契」（64TAM4：37）（【図】吐參1996：224／【文】吐參1996：224）

このうち②「唐龍朔元年（661）五月廿三日高昌縣崇化鄉人前庭府衛士左憧熹於柳中縣五道鄉

人蒲昌府衛士張慶住邊買奴契」(64TAM4:36)と題された買奴契に、「龍朔元年五月廿三日、高昌縣崇化鄉人、前庭府衛士左憧憙」と記されていることから、左憧憙は西州高昌崇化郷の戸籍に付され、前庭府の衛士であったことがわかる<sup>(2)</sup>。小稿では、埋納されたこれらの契約文書のなかから、麟徳2年(665)に行われた「西域道征行」の行軍中に左憧憙が取り交わした契約文書を通して、7世紀の高昌オアシスを生きた左憧憙と彼を取りまく人びとの関係の一端を明らかにしながら、当該オアシス社会の現状に迫ってみたいと考える。なお、小稿で左憧憙にかかわる契約文書を取り上げる場合は、上記①～⑮の数字を使用するものとする。

## 2. 左憧憙にかかわる貸借文書—「舉(舉取)」と「貸(貸取)」の事例

左憧憙にかかわる契約文書①～⑮は、(1) 奴などの売買にかかわるもの(②⑬)、(2) 銀錢や練の貸借にかかわるもの(①③⑤⑥⑧⑪⑭⑮)、(3) 土地の小作にかかわるもの(④⑨⑩⑬)、(4) 性格不明のもの(⑦)に分けられる。ここでは(2)に分類したもののなかから、この時期に衛士・征人といった兵役について人びとと左憧憙との間で取り交わされた銀錢および練の貸借に関する契約文書についての検討を試みたい。

### (1) 貸借文書—「舉(舉取)」の事例

左憧憙が取り交わした銀錢及び練に関する貸借契約文書は、その当事者間の行為を「舉(舉取)」と表す場合と「貸(貸取)」と表す場合とに二分できる。陳国燦氏は、唐代の民間での貸借契約を4類型(「生息借貸」、「質押借貸」、「物、力償付借貸」、「無息借貸」)に分け、左憧憙にかかわる貸借契約文書のうち、「生息借貸〈利子付貸借〉」の例として2例(①③、「舉」字のもの)と、「無息借貸〈無利子貸借〉」の例として2例(⑤⑥、「貸」字のもの)を取り上げている[陳2012b]。また、堀敏一氏は、消費貸借、田土の賃貸借及び抵当・質入れとの関係について敦煌・吐魯番の契約文書を検討するなかで、左憧憙にかかわる契約文書(⑥⑪⑬⑭)も取り上げている。とりわけ消費貸借契約のなかに田土を借財のかたに指定するものがあることに注目し、租佃契約と典地契約の間にさまざまな形態のものが存在したことを論じている[堀2002a、2002b]。また、趙志超氏には、「貸」字を使用する2点の貸借契約文書を中心とする専論があり[趙2009]、裝備などの自弁のほかに行軍中に兵士が必要とする物資の購入とそのための金品の携帯が必要とされたことを述べ、左憧憙は軍からの許可を得てそうした物品を運んで商業行為を行っていた可能性を指摘する。

ここでは、こうした先行研究に導かれながら、まず、左憧憙の貸借契約で一般的に見られる「舉(舉取)」の事例から取り上げてみたい。

【史料】①「唐顯慶五年(660)三月十八日天山縣南平郷人張利富於高昌縣崇化郷人左憧憙邊舉銀錢契」(64TAM4:38)〔図〕吐參1996:209／〔文〕吐參1996:209

- 1 顯慶五年三月十八日、天山縣南平
- 2 郷人張利富於高昌縣崇化

- 3 郷人左憧憲邊舉取銀錢十文。
- 4 月別生利錢壹文。到左還須
- 5 錢之日、張即須子本俱還。若身
- 6 東西不在、一仰妻兒及保人等
- 7 代。若延引不還、聽掣家資
- 8 雜物平為錢直。兩和立契、
- 9 畫指為信。
- 10 錢主
- 11 舉錢人張利富（畫指）
- 12 保人康善獲（畫指）
- 13 知見人

顯慶5年（660）3月18日、天山県南平郷の人、張利富は高昌県崇化郷の人、左憧憲から銀錢10文を借り受けた。月ごとの利子は銀錢1文である。左憧憲が錢を必要とするとき張利富は元利ともに返済する。もし張利富が逃亡して返済ができなくなった場合は、妻子及び保証人が代わって返済するものとする。もし返済が滞った場合は、張利富の家財、雜物をもって返済すべき錢の値にあてる。貸主、借主の双方が同意して契約書をつくり、画指して証拠とする。

錢主（貸主）

拳錢人（借主）張利富（画指）

保人（保証人）康善獲（画指）

知見人（立会人）

これによれば、天山県南平郷の人、張利富は、高昌県崇化郷の人、左憧憲から銀錢10文を「舉取」した（借り受けた）と記されている。また張利富が支払う利子は月ごとに銀錢1文であり（利子規定）、また左憧憲が銀錢を必要とするときには、張利富は元利（元本と利子）ともに返済しなければならなかった。もしも張利富が逃亡して返済ができなくなった場合は、その妻子及び保証人が張利富にかわって返済することになっていた（留住保証文言）。さらに返済が滞った場合は、張利富の家財、雜物などをもって返済すべき銀錢にあてる（差押文言）と記されており、契約不履行の場合の担保文言が重ねて明示されている。この契約書には拳錢人（借主）の張利富と保人（保証人）の康善獲の二人の氏名と「画指」が認められるが、錢主（貸主）である左憧憲の名は記されず、「画指」もない。これは貸主である左憧憲の手元に残された契約文書であったため、左憧憲の署名や「画指」はなされず、彼の死後、そのまま埋納されたからである。ただ知見人（立会人）の署名と画指がない理由は不明である。なお、銀錢（あるいは練）などの貸借が行われる場合、契約当事者の関係のありようによって利子の多寡に差異がある場合も見られるが（例えば⑩では、銀錢10文を「舉取」した鄭海石は、左憧憲に対して月ごとに1文半の利子を支払うことになっている）、いずれにしても貸借契約が結ばれた時点からただちに月ごとの

利子が付されるのが一般的であった。

## (2) 貸借文書—「貸（貸取）」の事例

ところが、上記のような事例とは異なり、平常の場でなく行軍中という特別な場で期限を区切ってではあるが、一定期間、無利子の貸借契約を取り交わしている事例が、左憧憲の契約文書のなかに存在する。それが「貸（貸取）」を使用する契約で、次のような二点の事例を確認できる。

【史料】⑤「唐麟徳二年（665）八月十五日西域道征人趙醜胡於同行人左憧憲邊貸練契」（64TAM4: 36）（【図】吐参1996: 213／【文】吐参1996: 213）

- 1 麟徳二年八月十五日、西域道征人趙醜
- 2 胡於同行人左憧憲邊貸取帛練
- 3 参正。其練廻還到西州拾日内、還
- 4 練使了。到過其月不還、月別依
- 5 郷法酬生利。延引不還、聽拽家財
- 6 雜物平為本練直。若身東西不在、
- 7 一仰妻兒還償本練。其練到安西
- 8 得賜物、只還練兩正。若不得賜、始
- 9 還練参正。兩和立契、獲指為驗。
- 10 練主左
- 11 貸練人趙醜胡（畫指）
- 12 保人白禿子（畫指）
- 13 知見人張軌端（畫指）
- 14 知見人竹禿子（畫指）

麟徳2年（665）8月15日、西域道征人の趙醜胡は、同行人の左憧憲から帛練（ねりぎぬ）3疋を借り受けた。その練は西州に帰り着いて10日以内に返済するものとする。その月を過ぎて返済しないときは、月ごとに郷法に依拠して生じた利子を支払うものとする。引き延ばして返済しないときは、家財や雑物で元本の練の値にあてる。本人が逃亡してしまったときは、必ず妻子が元本の練を償うものとする。その練について安西（=安西都護府、このときの所在地は龜茲）に到達して賜物を得たならば、その賜物の練2疋で返済することとする。もし練を得られなかったときは、始めの取り決めどおり練3疋を返済することとする。貸主、借主の双方が同意して契約書をつくり、画指して証拠とする。

練主（貸主）左

貸練人（借主）趙醜胡（画指）

保人（保証人）白禿子（画指）

知見人(立会人)張軌端(画指)

知見人(立会人)竹禿子(画指)

これによれば、麟徳2年(665)8月15日に西域道征人の趙醜胡は、同行人の左憧熹から練3疋を借り受けているが、ここでは「舉(舉取)」ではなく「貸(貸取)」と表現されている。また、返済については西州に帰って10日以内と決められているが、その時点までの返済は元本の練3疋だけで、利子についての取り決めはない。郷法に依拠して利子が生じるのは、約束の期日を過ぎても元本の練3疋が返済されない時からである(利子規定)。なお、元本の練3疋が返済できないときは家財や雑物をもって充当するといった差押文言が付されている点は「舉(舉取)」の貸借契約と同じである。本人が逃亡したとき、元本の練3疋を妻子が肩代わりすること(留住保証文言)も記されているが、この契約文書の末尾で「画指」している保人(白禿子)についての言及はない。債務者が逃亡した場合の代償の責任は保人にもあるはずだが、保人が留住保証文言の部分に記されていないのは、この保人(白禿子)が形式的なものであったことをうかがわせる。ちなみに、これより後に出示された「開元25年令」雜令には「諸公私以財物出舉者、任依私契、官不為理。…如負債者逃、保人代償。」(およそ公・私において財物を貸借する場合は、私的な契約関係に依拠することとし、官が管理することはしない。…もしも負債者が逃亡したときは、保人が代わりに償う。)[仁井田1997]と見えており、①張利富の「拳銀錢契」の留住保証文言に「一仰妻兒及保人等代」と記されていることをふまれば、⑤の留住保証文言の部分にも同様に「保人」の文字が含まれていてしかるべきである。そのほか安西都護府に到着し下賜品として練を入手できた場合は、そのなかから練2疋だけを返済すればよいことになっている。このことも通常の契約とは著しく異なる。陳国燦氏は、この貸借契約の特殊性を次の4点にまとめている。まず、㉗貸主と借主の身分表記の違い(「西域道征人の趙醜胡」と「同行人の左憧熹」で、身分表記が対応していない)、すでに述べたことと関連するが、㉘貸借契約にもかかわらず親族の保人がいない(行軍中であるため、親族でなく同行者が保人とされている)、㉙返済期日が特殊である(西州への到着日が不明なため、到着後10日以内としている)、さらに㉚行軍中は無利子であること及び安西で得られる賜物であれば練2疋で可とするといった不確定な内容を含んでいることなどをあげている。このうち㉚について、陳国燦氏は、この契約が西域道征行での勝利のあと、つまり凱旋するなかで、それも安西にもどる途上で結ばれており、そのため安西での賜物を強く期待して書かれていたのではないかという[陳2012a]。なお、練をはじめとする布帛などの物品には、市にて上・中・下の公定価格があり、品質の違いによる価格の差が存在している(但し[池田2014a・2014b]などを見る限りでは、上・中・下の価格差は大きいとは言えないようである)。あくまでも推測だが、唐による安西での賜物(=官物)である練2疋は、[趙2009]も述べるように、貸練人の趙醜胡が練主の左憧熹から貸借した練3疋(民間の練)に比べると、質は上質なもので、より大きな価値を有していたからかもしれない。

ところで、⑤の貸借契約が取り交わされた背景について確認をしておきたい。この契約文書のなかで借主である趙醜胡は「西域道征人」と記されていた。「征人」とは、『唐律疏議』卷3擅

興律の「諸揀點衛士(征人亦同)、取得不平者一人杖七十。～」の部分の割注に見える「征人」であり、疏議に「征人謂非衛士、臨時募行者。」(征人とは衛士にあらずして、臨時に行を募る者を謂う)とあることから、趙醜胡は臨時の募集に応じて西域道征行の行軍に加わったものと考えられる。なお、この西域道征行がどのような性格のものかについては、編纂史料や吐魯番文書を利用して研究が進められており<sup>(3)</sup>、この点については小論の趣旨と関連性が薄いので、今、深く立ち入ることはひかえたい。ここでは、次にあげるふたつの史料を示すことで、この行軍の説明にかえたいと思う。まず、『新唐書』卷3高宗本紀・麟德二年(665)条に、

是春、疏勒、弓月、吐蕃攻于闐、西州都督崔智辯、左武衛將軍曹繼叔救之。

この春、疏勒・弓月・吐蕃、于闐を攻む。西州都督の崔智辯、左武衛將軍の曹繼叔、之を救う。

とあり、また『資治通鑑』卷201唐紀・高宗・麟德二年(665)条にも、

閏月(閏三月)…疏勒、弓月、吐蕃侵于闐。敕西州都督崔知辯、左武衛將軍曹繼叔將兵救之。

閏月(閏三月)、…疏勒・弓月・吐蕃、于闐を侵す。西州都督の崔知辯、左武衛將軍の曹繼叔に敕して兵をひきいてこれを救わしむ。

とあるように、疏勒、西突厥の弓月部及び吐蕃による于闐侵攻に際して、麟德二年(665)の閏3月に発せられた勅によって西州都督の崔知辯と左武衛將軍の曹繼叔を指揮官とする于闐救援のための出兵が行われた<sup>(4)</sup>。この行軍の凱旋中に、⑤の貸借契約文書が見つられたと考えられている。したがって、陳国燦氏が指摘するように、練主の左憧憲、貸練人の趙醜胡、保人の白秃子、知見人の張軌端と竹秃子のいずれもが西域道征行にかかわった人物であるとみなしてよい。このうち貸主である左憧憲は、すでに述べたように②「唐龍朔元年(661)五月廿三日高昌縣崇化郷人前庭府衛士左憧憲於柳中縣五道郷人蒲昌府衛士張慶住邊買奴契」(64TAM4:36)に前庭府衛士と見えているが、ここでは「同行入」とあるのみで前庭府衛士と記されていない。くわえて墓誌によれば、左憧憲は咸亨4年(673)5月22日に57歳で世を去っているから、麟德二年(665)には49歳である。つまり左憧憲は49歳という年齢でこの行軍に参加していたことになる。また、保人の白秃子、知見人の竹秃子について、陳国燦氏によれば、白秃子は「二十一人昆丘道行」の名籍(大谷3029号文書+同3016号文書)に、竹秃子は「二十七人救援龜茲」の名籍(大谷3021号文書)に名前が見えており、このふたつの行軍が麟德以後に行われた唐による二度の西征を指すとの黄惠賢氏の指摘[黄1983]をふまえ、この両名は⑤の麟德2年の西域道征行にあって征人もしくは衛士であった可能性が高いという。なお、知見人の張軌端について陳国燦氏は特に言及していないが、後述するように、張軌端は左憧憲の契約文書(⑤⑧⑩)に合わせて3度、それも知見人として登場しており、左憧憲と密接な関係にあったことが知られる(あるいは、麟德2年の行軍のときに、そうした関係が始まったのかもしれない)。

さらに、西域道征行の期間に左憧憲が取り交わした「貸(貸取)」を用いる契約には、次のよ

うな前庭府衛士の張海歡とのあいだの文書⑥が存在する。さらにこの契約には張海歡と同じ条件で結ばれた白懷洛（身分は記されていないが、同じく前庭府衛士であったと推測される）との貸借契約が簡略化した文面で追記されている。

【史料】⑥「唐麟德二年（665）十一月廿四日西州前庭府衛士張海歡於左憧熹邊貸銀錢契」（附白懷洛貸銀錢契）（64TAM4：53）（【図】吐參1996：214／【文】吐參1996：214）

- 1 麟德二年十一月廿四日、前庭府衛士張海歡於左憧
- 2 熹邊貸取銀錢肆拾捌文、限至西州十日以内還本
- 3 錢使了。如違限不償錢、月別拾錢後生利錢壹
- 4 文入左。若延引注托不還錢、任左牽掣張家資
- 5 雜物口分田桃（=萄）用充錢直取。若張身東西沒洛（=落）者、一
- 6 仰妻兒及收後保人替償。兩和立契、畫指為信。
- 7 同日、白懷洛貸取銀錢貳拾肆文、還日、別部依
- 8 上券同。 錢主左
- 9 貸錢人張海歡（畫指）
- 10 貸錢人白懷洛（畫指）
- 11 保人張歡相（畫指）
- 12 保人張歡德（畫指）  
海歡母替男酬練、若不上、依月生利。大女李臺明（畫指）  
保人海歡妻郭如連（畫指）
- 13 保人陰歡德（畫指）

麟德2年（665）11月24日、前庭府衛士の張海歡は左憧熹から銀錢48文を借り受けた。西州に帰り着いて10日以内に元本の銀錢を返済する。もしも期限を違えて錢を返済しなかったならば、月ごとに10文に付き利子1文を左憧熹に入れる。もしも引き延ばして銀錢を返済しなかったならば、左憧熹は張海歡の家資、雜物、口分田（葡萄園）を取り上げ、銀錢の値に充てるに任す。もしも張海歡が逃亡したときは、必ず妻子及び保証人が代わりに償うものとする。貸主、借主の双方が同意して契約書をつくり、画指して証拠とする。

同日（11月24日）、白懷洛は（左憧熹から）銀錢24文を借り受けた。返済の日については右の契約によるものと同じである。

錢主（貸主）左  
貸錢人（借主）張海歡（画指）  
貸錢人（借主）白懷洛（画指）  
保人（保証人）張歡相（画指）  
保人（保証人）張歡德（画指）

張海歡の母は息子に代わって練を返済する。もしも返済しなければ月ごとに利子を生じる。大女の李臺明（画指）

保人(保証人)張海歡の妻の郭如連(画指)

保人(保証人)陰歡徳(画指)

この契約も錢主(貸主)を左憧憲とするもので、返済期日、返済期日後の利子規定、差押規定、留住保証規定などが記されている。ここにも貸主である左憧憲の画指がないので、左憧憲が保管していた文書であることがわかる。具体的には、前庭府衛士の張海歡が銀錢48文を左憧憲から「貸取」した(借り受けた)というものである。さらに同日に白懷洛も左憧憲から銀錢24文を「貸取」したとの文言が追記され、その返済期日についても「依上券(上券=張海歡の契約に依る)」と記されている。ただ⑤の貸借契約と異なり、ここには知見人(立会人)が記されていない。さらに、保人として張海歡の母、李臺明と妻の郭如連が、末尾の保人署名の行間に2行にわたって小さな文字で書き加えられている。この契約でも元本である銀錢の返済期日は西州到着後10日以内とあって⑤と同じであるが、契約日から数えると⑤に比べて返済期間は短かったことになる。この⑥の貸借契約も西域道征行の行軍中の後半に取り交わされたものと考えられる。利子の発生も返済期日を過ぎた西州到着から数えて10日以降であり、月ごとに銀錢10文に付き1文が生じることになっている。したがって、⑥も⑤と同様に、一定の期限内(行軍中+西州到着後10日以内)を無利子とする貸借契約であったと考えられる<sup>(5)</sup>。くわえて行軍中に母や妻を同行することはなかったであろうから、張海歡の母の李臺明と妻の郭如連の小字による追記(画指を含む)は、西州に到着してからなされたと思なしてよいであろう。これらから、錢主の左憧憲、貸錢人の張海歡と白懷洛、保人の張歡相、張歡徳、陰歡徳の6名は、⑤と同様に西域道征行に徴発された衛士もしくは応募した征人であったと考えられる。なお、張海歡と白懷洛が借りた銀錢の額は、それぞれ48文と24文で、いずれも端数があり、かつ張海歡の借りた額は白懷洛の2倍にあたる。この点について、陳国燦氏は、唐代西州で錢、絹が通行していることをふまえ、この銀錢の数値は練の価格を換算したものではないかと推測している[陳2012a]。この推測は、小字の追記部分に張海歡の母の李臺明が息子に代わって返済する場合、「練」を充てると記されていることから裏付けられよう。また、⑥の貸借契約について堀敏一氏が問題視するのは、返済が滞ったときの差押文言のなかに田土が含まれている点であり、とりわけ「口分田桃(=萄)」と記されて口分田が差押物件としてあげられていることに注目する[堀2002b]。そのうえで、こうした差押文言、留住保証文言にくわえて、例えば①などに「将中渠菜園半畝、与作錢質(中渠の菜園半畝をもって、ともに錢の質と作す)」と記されているように、具体的に田土を指定する方式が登場することにも着目し、これらの事例から、均田制のもとで田土の移動や売買が認められないなかで抵当とされた田土の取り扱いには多様なありようが存在したことを指摘している。こうしたことをふまえると、左憧憲の貸借契約に認められる利子の割合や田土を含む担保物件の設定に関する様々な事例は、貸主である左憧憲と借主との双方の間の経済的な力関係を反映していると考えられ、左憧憲と彼を取りまく人びととの関係を考える上で重要なポイントになるとと思われる。

### 3. むすびにかえて—西域道征行後の左憧憲と貸借契約文書に登場した人びと

麟徳2年(665)閏3月から翌年4月までの西域道征行中に、左憧憲を練主、錢主とする貸借契約にかかわった人びとは、その後どうなったであろうか。この検討を進めるために、15点の左憧憲にかかわる契約文書に記された人びとを抜き出し整理したのが、次の表である。なお、この表のなかでは、特定の人名、とりわけ複数回登場する人名については、太字にしたり下線を引いたりして区別するとともに、その右肩に数字を付した。

【表】左憧憲契約文書内人名一覧 \*文書名については、スペースの関係から文字数を最小限度に抑えた。

文書名*	契約当事者1	契約当事者2	保人(保証人)	知見人(立会人)
① 顯慶五年張利富舉錢契(660年)	錢主:左憧憲(44歳) (高昌縣崇化鄉)	拳錢人:張利富 (天山縣南平鄉)	康善獲	
② 龍朔元年左憧憲買奴契(661年)	買主:左憧憲(45歳) (高昌縣崇化鄉人、 <u>前庭府衛士</u> )	売主:張慶住 (柳中縣五道鄉人、 <u>蒲昌府衛士</u> )		
③ 龍朔元年龍惠奴拳練契	練主:左憧憲 (崇化鄉)	拳練人:龍惠奴 (安西鄉)	龍隆緒(龍惠奴男) 康文憲	魏左 樊石德
④ 龍朔元年左憧憲夏菜園契	園主:呂玉麤 (崇化鄉、大女)	夏園人:左憧憲 (崇化鄉)		
⑤ 麟徳二年趙醜胡貸練契(665年)	練主:左憧憲(49歳) ( <u>同行人</u> )	貸練人:趙醜胡 ( <u>西域道征人</u> )	白禿子	張軌端 <sup>①</sup> 竹禿子
⑥ 麟徳二年張海歡、白懷洛貸銀錢契	錢主:左憧憲	貸錢人:張海歡 <sup>①</sup> ( <u>前庭府衛士</u> ) 貸錢人:白懷洛 <sup>①</sup> ( <u>前庭府衛士</u> )	張歡祖 <sup>①</sup> 張歡德 <sup>①</sup> 李臺明 (張海歡母、大女) 郭如連(張海歡妻) 陰歡德	
⑦ 麟徳某年左憧憲殘契				范□感 侯隆憲 員
⑧ 乾封元年鄭海石拳銀錢契(666年)	錢主:左憧憲(50歳)	拳錢人:鄭海石 (崇化鄉)	張海歡 <sup>②</sup> (寧大鄉) 張歡祖 <sup>②</sup> (崇化鄉)	張歡德 <sup>②</sup>
⑨ 乾封元年左憧憲夏葡萄園契	桃主:王輪覺 (崇化鄉)	夏桃人:左憧憲 (崇化鄉)		
⑩ 乾封元年左憧憲夏田契	田主:魏相憲 田主:竹苟仁	夏田人:左憧憲		杜善歡 翟隆子*(知見左右)
⑪ 乾封三年張善憲拳錢契	錢主:左憧憲 (崇化鄉)	拳錢人:張善憲 <sup>①</sup> (武城鄉)	張如資 <sup>①</sup> (張善憲女) 高隆歡 <sup>①</sup>	張軌端 <sup>②</sup>
⑫ 總章元年左憧憲買草契(668年)	錢主:左憧憲(52歳) (崇化鄉)	取草人:張潘墀 (順義鄉)	竹阿闍梨 樊曾□	和廣護
⑬ 總章三年左憧憲夏菜園契(670年)	錢主:左憧憲(54歳)	園主:張善憲 <sup>②</sup>	張君洛 <sup>①</sup> (張善憲男) 張如資 <sup>②</sup> (張善憲女)	王父師 <sup>①</sup> 曹感 <sup>①</sup>
⑭ 總章三年張善憲拳銀錢契	錢主:左憧憲	拳錢人:張善憲 <sup>③</sup> (武城鄉)	張君洛 <sup>②</sup> (張善憲男) 張如資 <sup>③</sup> (張善憲女)	高隆歡 <sup>②</sup> 王父師 <sup>②</sup> 曹感 <sup>②</sup>
⑮ 總章三年白懷洛拳銀錢契	錢主:左憧憲 (崇化鄉)	拳錢人:白懷洛 <sup>②</sup> (順義鄉)	嚴士洛	張軌端 <sup>③</sup> 索文達

先ず⑤の貸借契約文書での貸練人である趙醜胡については、今のところほかの文書に認めることはできない。先にふれたように、名目的な保人であった白禿子と知見人であった竹禿子は麟徳年間以後の唐による2度の西征の名簿に見えている。すなわち、白禿子は「二十一人昆丘道行」の名籍（大谷3029号文書+同3016号文書）に、竹禿子は「二十七人救援龜茲」の名籍（大谷3021号文書）にそれぞれ名前が見えるが、その後の消息は不明である。もう一人の知見人である張軌端は、その後、2度にわたり、左憧憲を銭主とする貸借契約文書と同様に知見人になっており（⑤の契約から3年後の乾封元年（668）の⑪、さらに2年後の總章3年（670）の⑮）、左憧憲との関係がその晩年近くまで続いたことがわかる。その後、張軌端は、アスターナ35号墓から出土した「唐咸亨四年（673）十二月十二日西州前庭府杜隊正買駝契」（64TAM35：21）〔吐参1996：485〕においても知見人として見えており、こうした契約文書の知見人を依頼できる人物として崇化郷をはじめとするこの地域社会で信用を得ていたのであろう。この駝に關する売買契約の買主である杜という人物は、前庭府の隊正であり、あるいは張軌端とのかかわりは前庭府でのつながりを前提としたものであったかもしれない。そのほかに張軌端の名は、アスターナ91号墓出土の「唐西州高昌郡高昌縣寧大郷等名籍」（67TAM91：4(a)）〔吐参1996：8〕にも認められる。ここには紀年はないものの「十一月十八日」とあり、「寧大」「寧戎郷」「武城郷」「寧昌」「崇化」「西郷」といった高昌郡の郷名の下に人名が記されているのだが、残念ながら張軌端にかかわる郷名の部分は破損しているため判読できない。

次に⑥の貸借契約文書に見える人名に移りたい。貸銭人（借主）である前庭府衛士の張海歡と同じく白懷洛のふたりについては、その後も左憧憲との関係が続いた。例えば⑧の貸借契約文書は崇化郷の鄭海石が左憧憲から銀錢10文を「舉取」した（借り受けた）という内容で、⑥の契約の翌年のものである。

【史料】⑧「唐乾封元年（666）四月廿六日高昌縣崇化郷鄭海石於左憧憲邊舉取銀錢契」（64TAM4：39）（【圖】吐参1996：216／【文】吐参1996：216）

- 1 乾封元年四月廿六日、崇化郷鄭海石於左憧
- 2 憲邊舉取銀錢拾文、月別生利錢壹
- 3 文半。到左須錢之日唵（=索）即須還。若鄭延
- 4 引不還左錢、任左牽掣鄭家資雜物、
- 5 口分田齒、用充錢子本直。取所掣之物、
- 6 壹不生、庸公私債務負停徵、此物不在停
- 7 限。若鄭身東西不在、一仰妻兒及收後保
- 8 人替償。官有政法、人從私契。兩和立契、
- 9 畫指為信。
- 10 錢主左
- 11 舉錢鄭海石（畫指）
- 12 保人寧大郷張海歡（畫指）

13 保人崇化郷張歡相（畫指）

14 知見人張歡德（畫指）

これによれば、保人のひとりとして寧大郷の張海歡の名前があり、さらに同じく⑥で保人であった崇化郷の張歡相もまた保人とされている。この契約は「舉（舉取）」とあるように通常の貸借契約で、「若鄭身東西不在、一仰妻兒及收後保人替償。（もしも鄭海石が逃亡したときは、必ず妻子及び保証人が代わりに償うものとする）」という留住保証文言も記されている。恐らくこの保人は名目的なものではなかったと思われる。なお、⑥で保人であった張歡德は、⑧では知見人になっているが、こうした扱いの違いはどこにあるのだろうか。西域道征行のうちに経済的に弱者であったと思われる張海歡は、そのときの貸主であった左憧憲から⑧の契約での保人を依頼されて断れなかったのではないだろうか。この契約文書に記されているように、拳銭人（借主）の鄭海石は左憧憲と同じ崇化郷の人で、張海歡は寧大郷の人であって郷名を異にしており、貸借の際に保人となるような日ごろから親しい関係であったかどうかも疑問である。この場合、おそらくは左憧憲による強い働きかけが張海歡らにあったものと思われる。⑥の契約文書の貸銭人であった張海歡、さらに保人の2名（張歡相・張歡德）の計3名が、そのまま⑧の契約文書の保人と知見人にされており、ここに左憧憲による作為が働いていたと見なしてよいのではないだろうか。いいかえれば、⑥の契約を契機に、これら3名はなんらかの事情で左憧憲の指示を受けざるをえない立場におかれてしまったように思われる。その後の張歡相、張歡德及び陰歡德の動向については不明であるが、張海歡についてはアスターナ501号墓から出土した「唐高宗某年西州高昌縣左君定等征鎮及諸色人等名籍」（73TAM501：109/6（b））〔吐参1996：386-387〕に次のように記されている。

2 □人金山道行、未還 左君定 何善智 汜和定

3 馮住々 翟武通 張海歡

この張海歡が⑥の貸銭人の張海歡と同一人物であるとすれば、乾封元年（666）4月26日以降のどの時点かで張海歡は前庭府衛士として金山道行の行軍に加わり、ついに帰還せず、このリストに載せられることになったものと思われる。西域道征行の帰途、同行者の左憧憲から銀錢48文を借りた張海歡は、帰郷した西州で元本のみもしくは元利ともに銀錢を返済し終えたかどうか詳らかでない。西州帰着後に別途張海歡の母や妻が保人として追記していることをふまえると、無利子の期間内での返済はもとよりその後の返済も厳しいものがあつたのではないかと推測される。左憧憲との関係は、⑧の左憧憲を銭主（貸主）とする鄭海石の貸借契約で張海歡が保人にさせられている状況から推測するに、左憧憲に対して従属的でありつづけたかのように見える。先に述べたように、当然のことながら西域道征行の衛士や征人のなかに貧富の差が存在していたことは確かであり、そうした経済的な格差は帰郷後の人間関係の中でもそのまま継続した可能性が高い。

それでは、⑥の契約文書におけるもうひとりの貸銭人である白懐洛のその後はどのようなものであったろうか。白懐洛については、先にあげた張軌端が知見人をつとめた⑬の貸借契約（舉銭契）に錢主の左憧憲、拳銭人の白懐洛という全く同じ立場で登場している。その契約文書は以下のようなものである。

【史料】⑮「唐總章三年（670）三月廿一日高昌縣順義鄉白懐洛於崇化鄉左憧憲邊舉取銀錢契」（64TAM4：37）（【図】吐参1996：224／【文】吐参1996：224）

- 1 總章三年三月廿一日、順義鄉白懐洛於
- 2 崇化鄉左憧憲邊舉取銀錢
- 3 拾文。月別生利錢壹文。到月滿日、
- 4 白即須送利。左須錢之日、白即須子本
- 5 酬還。若延引不還、聽牽取白家家財
- 6 及口分平為錢直。仍將口分蒲桃（=葡萄）用作
- 7 錢質。身東西不在、一仰妻兒酬還
- 8 錢直。兩和立契、獲指為驗。
- 9 錢主左
- 10 取錢人白懐洛（畫指）
- 11 保人嚴士洛（畫指）
- 12 知見人張軌端（畫指）
- 13 知見人索文達（畫指）
- 14 白懐洛負左憧憲棗樹壹根、好者

ここには、順義郷の白懐洛（拳銭人）が崇化郷の左憧憲（錢主）から銀錢10文を、毎月1文の利子で借りるといった内容が記されている。くわえて堀敏一氏が注目されたように〔堀2002b〕、元利ともに引き延ばして返済しなかった場合、「白家財及口分（白懐洛の家財及び口分田）」を「銀錢の値」に充てるとの差押文言があり、さらに「將口分蒲桃（=葡萄）用作錢質（口分蒲桃をもって用いて錢の質となす）」と記して田土を質物として扱うことが付け加えられている。すなわち、通常の差押物件に対する記載と比べると、その取扱ひ方（口分田を銀錢の質草とする）まで付記している点で、貸主（錢主）である左憧憲がわの優位性を見てとれる。白懐洛もまた、麟徳2年（665）に左憧憲から銀錢24文を借りており、その5年後の總章3年（670）にも左憧憲から銀錢10文を借りている。こうした事実は、白懐洛の經濟狀況が必ずしも安定したものでなかったことを物語っており、その一方で、田土の租佃契約であれ質契約であれ、さまざまな方途によって土地經營を拡大していこうとする意志をもった左憧憲のような人物も確実に存在していたのである。

左憧憲と彼を取りまく人びとの關係については、租佃契約をはじめとして検討すべきことはまだ残されている。こうした左憧憲關係文書の全体的な検討をとおして、7世紀後半の高昌オ

アシス社会における人間関係の具体的な姿を追い求め、当該社会の実態に迫っていききたいと考えている。

## 【史料】

侯・呉2003 侯燦・呉美琳『吐魯番出土磚誌集注』、巴蜀書社出版、2003年  
吐参1996 唐長孺主編『吐魯番出土文書』〔参〕、文物出版社、1996年

## 【参考文献】(50音順)

- 池田2014a 池田 温「中國古代物價の一考察—天寶元年交河郡市估案斷片を中心として—」、『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年（原載『史学雑誌』77-1、1968年）
- 池田2014b 池田 温「盛唐物價資料をめぐって—天寶二年交河郡市估案の斷簡追加を中心として—」、『唐史論攷—氏族制と均田制—』、汲古書院、2014年（原載『シルクロード研究』第1号、1998年）
- 榮1990 榮新江「新出吐魯番文書所見西域史事二題」、『敦煌吐魯番文獻研究論集』第5輯、1990年
- 氣賀澤1999 氣賀澤保規『府兵制の研究—府兵兵士とその社会—』、同朋社、1999年
- 黄1983 黄惠賢「從西州高昌県征鎮名籍看垂拱年間西域政局之变化」、『敦煌吐魯番文書初探』、武漢大学出版社、1983年
- 錢2005 錢伯泉「從『唐支用錢練帳』考察唐初西域的政治經濟狀況」、『新疆社会科学』2005年第5期
- 孫1988 孫繼民「吐魯番文書所見唐代三次行軍考」、『武漢大學學報』社会科学版、1988年第1期
- 趙2009 趙志超「吐魯番出土文書所見唐代士兵借貸問題研究」、『西域研究』2009年第2期
- 陳2002 陳国燦『吐魯番出土唐代文獻編年』、新文豐出版公司、2002年
- 陳2012a 陳国燦「唐麟德二年西域道行軍的救于闐之役—對吐魯番阿斯塔那4号墓部分文書的研究」、『吐魯番敦煌出土文獻史事論集』上海古籍出版社、2012年（原載：武漢大學歷史系魏晉南北朝隋唐史研究室編『魏晉南北朝隋唐史資料』第12輯、1993年）
- 陳2012b 陳国燦「唐代的民間貸借—吐魯番、敦煌等地所出唐代借貸契券初探」、『吐魯番敦煌出土文獻史事論集』上海古籍出版社、2012年（原載：唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社、1983年）
- 唐2010 唐長孺「吐魯番文書中所見的西州府兵」、『唐長孺論文集 第七卷 山居存稿三編』中華書局、2010年（原載：『敦煌吐魯番文書初探』二編、武漢大学出版社、1990年）
- 仁井田1997 仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補 附唐日兩令對照一覽』、東京大學出版會、1997年
- 堀2002a 「唐宋間消費貸借文書私見」、『唐末五代變革期の政治と社会』、汲古書院、2002年（原載：『鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢』山川出版社、1975年）
- 堀2002b 堀敏一「唐代における田土の貸借と抵当、質入れとの關係」、『唐末五代變革期の政治と社会』汲古書院、2002年（原載：『東洋史研究』第39卷第3号、1980年）
- 町田2004 町田隆吉「『唐咸亨四年（673）年左憧憙生前功德及隨身錢物疏』をめぐって—左憧憙研究覚書（1）—」、『西域出土文獻研究』（新潟大学）、創刊号、2004年
- 町田2014 町田隆吉「『唐咸亨四年（673）西州左憧憙墓誌』をめぐって—左憧憙研究覚書（2）—」、『國際学研究』（桜美林大学）、第4号、2014年
- 町田2016 町田隆吉「『唐咸亨四年（673）左龔舍告死者左憧憙書為左憧憙家失銀錢事』をめぐって—左憧憙研究覚書（3）—」、『國際学研究』（桜美林大学）、第6号、2016年
- 劉2001 劉安志「從吐魯番出土文書看唐高宗咸亨年間的西域政局」、『敦煌吐魯番文書与唐代西域史研究』商務印書館、2011年（原載：武漢大學歷史系魏晉南北朝隋唐史研究室編『魏晉南北朝隋唐

史資料』第18輯、2001年)

劉子2016 劉子凡『瀚海天山 唐代伊、西、庭州三軍政体制研究』、中西書局、2016年

【注】

- (1) これらの文書名については、[吐参1996] 及び [陳2002] を参照しながら修正した部分を含んでいる。このほかに埋納された契約文書の一つに「唐總章元年(668)拾貳[月]武城鄉人大女殘文書」(64TAM4:30) [吐参1996:221] があるが、破損部分が多いため不明な点があり、ここでは省略した。とはいえ、同じ左憧憲墓から出土しており、契約文書の形式と思しき点も認められることから、これも左憧憲関係の契約文書とみなしてよいであろう。
- (2) 唐代西州の府兵制については、例えば[唐2010]や[氣賀澤1999]などの研究成果を参照されたい。
- (3) 陳国燦氏は、[黄1983]や[孫1988]などの先行研究をふまえ、麟徳2年の西域道征行の行軍について詳細に論じており[陳2012a]、小稿ではその成果に負うところが大きい。そのほか、[榮1990]、[劉2011]、[劉子2016]などの関連部分を参照されたい。なお、榮新江氏によれば、西域道征行は麟徳2年間3月から翌年4月末前まで行われたという。
- (4) ちなみに西域道征行に行軍した左憧憲は、[吐参1996]の文書整理者によって「唐支用錢練帳一」「唐支用錢練帳二」と名付けられた文書を残している[吐参1996:225-227]。これについて陳国燦氏は「麟徳二年(665)西域道行軍某軍府支用錢練帳」と文書名を改めており、ここではひとまず「唐支用錢練帳二」も含めて[陳2002]に従う。参考までにその全文をあげれば、次のようである(以下、「支用帳」と略す)。

【史料a】「唐麟徳二年(665)西域道行軍某軍府支用錢練帳一」(64TAM4:46/1) (【図】吐参1996:225 / 【文】吐参1996:225-226)

- 1 [ ] 三將去五疋、校尉買二疋、用買何留?馬。練 [
- 2 □[驪]城下、用練一疋羅馬踏。更錢八文、亦用羅。胡乍城更用練一疋
- 3 [ ] 用錢拾文、憧 [ ] 羅麥。用麥造糧。據史德城用錢 [
- 4 □文、校尉用四文、羅踏。用錢二文、買弦。更練一疋、曹師邊用羅踏 [
- 5 忌渾、用練一疋羅麩。來迴河頭、用一疋、曹願住[處]買羊。更用錢 [
- 6 □□住内。撥換城用練半疋羅米、買婢、闕練一疋。更用錢 [
- 7 □□買穴 (=肉)。更用一疋、買白氈。用練半疋、尾乳?處買氈。用錢三文 [
- 8 □[安]西、用錢三文、羅踏。更用錢一文、買草。更用同 (=銅) 貳拾二文、〔買?〕麩 [
- 9 [ ] 蓆。更用同錢六文、羅麩。更用同錢十四文、羅 [
- 10 [ ] 錢 一十八文羅麩。更用同錢 [
- 11 [ ] 踏用銀錢二文買一脚穴 (=肉)。更用錢廿一文買麩 [
- 12 [ ] 練 [
- 13 [ ] □錢 [ ] 作用□
- 14 □□[正?]一文[索] [ ] 用練一疋与[作]□。用
- 15 錢壹拾三文、更錢 [ ] 校尉下、銀錢六文、銅錢六十文。
- 16 安校尉下、銀錢六文、銅錢卅一文。韓校尉下、銀錢六、銅錢[伍]十文。[趙]師[下]、

17 銀錢十文、銅錢六十文、更銅錢廿十<sub>マ</sub>文。張師<sub>マ</sub>下、銀<sub>錢</sub>七文、銅<sub>錢</sub>卅文。

【史料b】「唐麟德二年（665）西域道行軍某軍府支用錢練帳二」（64TAM4：47、49、48）（【図】吐參1996：227／【文】吐參1996：227）

- 1 ] 二疋、用買何埵
- 2 ] <sub>疋</sub>羅馬踏。更<sub>錢</sub>
- 3 ] <sub>練</sub> [ ] 馬踏。更<sub>用錢</sub>十
- 4 ] 糧。據史德城用<sub>錢</sub>四文、与
- 5 索 [ ] 用錢二文、買弦。更用練一疋、
- 6 曹師邊用羅 [ ] 迴來河
- 7 <sub>願</sub>、用練一疋、曹願住處買<sub>羊</sub>。[ <sub>用錢</sub> [ ] 還買肉。
- 8 撥換城用<sub>練半疋</sub>、羅米。買婢、<sub>闕</sub> [ ] 二文、  
撥換
- 9 願住處買肉。更用練一疋、買白□□<sub>用</sub>□ [ ]
- 10 用錢三文、作齋。更到<sub>安西</sub>、<sub>用錢</sub>三文、羅<sub>踏</sub>。 [ ]
- 11 用同（=銅）廿二文、買<sub>麩</sub>。用同錢六文、買<sub>香</sub> [ ]
- 12 更用同錢八文、買<sub>四（束）苜蓿</sub>。更 [ ]
- 13 用錢六文、買三束苜蓿。更用同 [ ]
- 14 <sub>文</sub>買一脚。更<sub>用錢</sub>□ [ ]

〔陳2012a〕は、左憧熹が壯丁で年長者（行軍時には49歳）であり、さらに社会的経歴もあり、文章が書けて理財に詳しいので、行軍中、臨時に出納帳簿（支用帳）をつけることを任された可能性を指摘している。さらに左憧熹が前庭府衛士であったことから、この帳簿に関係する軍府は前庭府であるという。これに対して、〔錢2005〕は左憧熹本人の金銭出納帳であるといい、〔趙2009〕もまた左憧熹が兵站部門にかかわる官員でないことからやはり個人の帳簿と考えるのが合理的だとする。いずれが正しいかの判断はむずかしいが、「支用帳一」「支用帳二」の地名記載によれば、□（=納）贛城→胡乍城→據史德城→河頭→撥換城→安西への帰路における出納記録であると考えられる。なお、支用帳の内容については後日検討することにした。

(5) 堀敏一氏は、〔堀2002a：329〕の注(3)で、吐魯番文書では貸借について通常「挙」「挙取」が用いられ、「貸」「便」の場合は無利息であるとする陳国燦氏の主張〔陳2012b〕に対して疑義を呈している。くわえて堀氏は布帛の場合、「貸」でも高利であり「便」と変わらないという。確かに⑤も⑥も返済期限を過ぎた後には利子がつき、差押文言や留住保証文言などが付されているので、「貸」であっても「舉」と変わらないとする堀氏のような考え方もあろう。とはいえ、⑤⑥はともに西州に到着して10日以内までといった限られた期間ではあるが、契約日からその時までには確かに無利子であった。その違いは行軍中であるかないかの差のように見

えるが、行軍中の貸借では無利子にするといった決まりがあったのかどうか不明である。いずれにしても、左憧憲の貸借契約文書における「貸(貸取)」の使用は「舉(舉取)」と異なり、期限付きの無利子契約を前提とするものであったと理解してよいように思われる。